

京都市告示第 202 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)用途地域を変更したので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 19 年 9 月 1 日

京都市長 梶 本 頼 兼

1 都市計画を変更する土地の区域

京都市西京区大枝西新林町三丁目、大枝西新林町四丁目、大枝西新林町五丁目、大枝北福西町四丁目、大原野西境谷町二丁目及び大原野東竹の里町二丁目の各全部
京都市西京区大枝塚原町、大枝中山町、大枝西新林町一丁目、大枝西新林町二丁目、大枝西新林町六丁目、大枝東新林町一丁目、大枝東新林町二丁目、大枝東新林町三丁目、大枝北福西町一丁目、大枝北福西町三丁目、大枝南福西町一丁目、大原野上里北ノ町、大原野西境谷町一丁目、大原野西境谷町三丁目、大原野西境谷町四丁目、大原野東境谷町一丁目、大原野東境谷町二丁目、大原野東境谷町三丁目、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目、大原野東竹の里町三丁目及び大原野東竹の里町四丁目の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)